

新潟市農地の受け手拡大支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市農地の受け手拡大支援金（以下「支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症による農産物価格の低迷や、国際情勢、為替環境の変化による生産資材の高騰などの状況の変化が続く中、農業の生産性向上とコスト低減のため、農地集積に取り組んだ農業者に対して支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農地中間管理事業 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理法」という。）第2条第3項に規定する「農地中間管理事業」（以下「中間管理事業」という。）をいう。

(2) 農業経営基盤強化促進事業 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第4条第3項に規定する「農業経営基盤強化促進事業」（以下「基盤強化事業」という。）をいう。

(3) 農地中間管理機構 中間管理法第2条第4項に規定する「農地中間管理機構」（以下「機構」という。）をいう。

(4) 自作地 農地所有者又は農地所有者の世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等をいう。以下「農地所有者等」という。）が、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地をいう。

なお、「耕作又は適正な管理を行っていた」については農作業の委託（特定農作業委託を含む。）を含むものとする。

(交付対象等)

第4条 市は支援金を予算の範囲内で交付するものとする。

2 交付対象等は、次表のとおりとする。

交付対象農地	以下の要件を満たす農地とする。 (1) 次のいずれかにより権利設定がなされた農地であること ア 中間管理事業を利用し、農業委員会の令和4年5月から令和5年5月までに開催された農業委員会総会により新たに使用貸借権・賃借権を設定した農地。 イ 基盤強化事業を利用し、農業委員会の令和4年5月から令和5年4月までに開催された農業委員会総会により利用権を設定し
--------	---

	<p>た農地。ただし、農地法第3条による使用貸借権・賃借権は含まない。</p> <p>(2) 農地の貸付期間が、作付期間10年以上であること。</p> <p>(3) 令和4年3月31日時点において、農地所有者等の自作地であること。ただし、機構に貸し付けた農地のうち、当該土地の所有者が借り受けた自己所有地は除く。</p>
交付対象者	<p>以下の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 中間管理法に基づく使用貸借権・賃借権及び基盤法に基づく利用権の設定を受ける新潟市内の農業者</p> <p>(2) 市税に未納がない者。</p>
交付単価	<p>交付対象農地の合計面積に応じ、10,000円/10aを上限として交付する。</p>

(交付申請及び実績報告)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、農地の受け手拡大支援金交付申請書及び実績報告書(別記様式第1号)により、交付対象農地が市内の場合は別紙1(新潟市内の交付対象農地)を、市外の場合は別紙2(新潟市外の交付対象農地)を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 交付対象農地が市内の場合は、第4条第2項に規定する交付対象農地の要件(1)、(2)及び(3)を満たすことを市長が確認するものとする。
- 3 交付対象農地が市外の場合は、第4条第2項に規定する交付対象農地の要件(1)、(2)及び(3)を満たすことが確認できる資料を市長に提出しなければならない。ただし、要件(3)の確認にあたっては、農地の受け手拡大支援金事業に係る誓約書(別記様式第2号)に代えることができるものとする。
- 4 市長は、申請内容に関し、申請者に対し必要な事項の報告を求めることができる。

(交付決定及び確定)

第6条 市長は前条の申請があった場合は、審査の上、交付又は不交付を決定し、新潟市農地の受け手拡大支援金交付決定及び額の確定通知書(別記様式第3号)又は新潟市農地の受け手拡大支援金不交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日をもって失効する。

農地の受け手拡大支援金交付申請書及び実績報告書

(宛先)新潟市長

農地の受け手拡大支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、下記の記載内容について虚偽がないことを誓約します。

記

申請年月日	年	月	日
-------	---	---	---

① 交付申請者欄	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒 ()		
	電話	—	—	

② 対象農地（別紙1及び別紙2の合計）

交付対象面積		a
交付申請金額		円

※交付対象農地は別紙のとおり。
 ※口座情報確認のため、振込先口座の表紙と裏面の写しを添付すること。
 ※市税の未納確認のため、新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)を添付すること。

別紙 2 (新潟市外の交付対象農地)

申請者氏名 _____

所在	地番	地目	面積		総会開催 年月	確認 (※)
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
合計面積				m ²		
交付申請面積①				a		

別紙 1 の交付申請面積②		a
交付申請面積合計 (①+②=③)		a

交付申請金額		円
--------	--	---

※確認欄には記入しないでください

農地の受け手拡大支援金事業に係る誓約書

(宛先) 新潟市長

住所 _____

氏名 _____

農地の受け手拡大支援金交付申請書及び実績報告書（別記様式第 1 号）及び別紙 2 に記載の農地について、下記のとおりであることに相違ありません。

記

別紙 2 に記載された新潟市外の農地について、令和 4 年 3 月 31 日時点で所有者又はその他世帯員等の自作地であること。

以上

新潟市農地の受け手拡大支援金交付決定及び額の確定通知書

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった新潟市農地の受け手拡大支援金交付事業については、次のとおり交付の決定及び額の確定をしたので通知します。

記

交付決定額及び確定額 金 円

内訳

交付対象面積 (①) × 単価 (②) = 交付決定額及び確定額 (③)

① _____ × ② _____ = ③ _____

新潟市農地の受け手拡大支援金不交付決定通知書

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった新潟市農地の受け手拡大支援金事業については、
次のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

理 由